

GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-登録規約

沿革 2024年4月22日 24規約第1号 制定

GS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-登録規約（以下、本規約）は、一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）が管理・運営するGS1 Japan Data Bank -事業者・ロケーション情報-（以下、GJDB -事業者・ロケーション情報-）の適正な利用および提供するサービスについて定める。

第1条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、⇒に続いて記載のとおりとする。

- ① GS1⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人GS1 AISBL
- ② GS1 加盟組織⇒GS1 の傘下でGS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織（世界で110以上の国・地域に存在）
- ③ GLN (Global Location Number) ⇒企業間取引において、事業者（法律に基づいて存在する法人や団体・個人事業主など）、部門（経理部・人事部など）、物理的な場所（事業所・工場・物流センター・店舗など）、電子的な場所（システムのアクセスポイントなど）を唯一に特定できるGS1 が定める国際標準の識別コード
- ④ GTIN (Global Trade Item Number) ⇒どの事業者の、どの商品（サービスを含む）であるかを表すGS1 が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー（ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者）が商品ごとに設定するコード
- ⑤ GS1 事業者コード⇒GLN・GTIN 等のGS1 が定める国際標準の識別コードを設定するために必要な番号で、GS1・GS1 Japan・他のGS1 加盟組織が設定および管理するコード
- ⑥ GLN 専用企業コード⇒GLN のみに利用できる専用コードで、GS1 Japan が設定および管理する10桁または11桁のコード
- ⑦ My GS1 Japan⇒GS1 Japan がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト
- ⑧ GEPIR⇒GS1 Japan からGS1 事業者コードおよびGLN 専用企業コードの貸与を受けている事業者の情報を、インターネットを通じて提供するサービス
- ⑨ GS1 Registry Platform⇒GS1 が一元管理している全世界のGS1・GS1 Japan・他のGS1 加盟組織からGS1 事業者コードの貸与を受けた事業者に関する情報、それらの事業者発信のGLN およびGTINに関する情報、GLN・GTIN 等のGS1 が定める国際標準の識別コードに関するウェブ上の様々な情報・サービスにアクセスするためのリンク情報

第2条（GJDB -事業者・ロケーション情報-の利用）

- 1 GS1 事業者コードまたはGLN 専用企業コードが貸与された事業者（以下、登録事業者）は、My GS1 Japan からGJDB -事業者・ロケーション情報-を利用することができる。
- 2 登録事業者は、GJDB -事業者・ロケーション情報-の利用にあたり、GS1 Japan が定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。
- 3 登録事業者は、GJDB -事業者・ロケーション情報-の以下の機能を利用することができる。

- ① GLN の設定および GLN 情報を登録する機能
- ② 登録した GLN 情報を管理する機能
- ③ GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録された以下の情報を GEPIR に提供する機能
 - イ) GLN
 - ロ) GLN 名称
 - ハ) GLN タイプ
 - ニ) 事業者名
 - ホ) 用途
 - ヘ) 郵便番号・住所
 - ト) 国コード
- 4 貸与されている GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの有効期限が切れている場合、登録事業者は、GJDB-事業者・ロケーション情報-を利用することができない。

第 3 条（登録事業者の基本 GLN）

- 1 GS1 Japan は、7 桁の GS1 事業者コード+00000+チェックデジット、9 桁の GS1 事業者コード+000+チェックデジット、10 桁の GS1 事業者コード+00+チェックデジット、10 桁の GLN 専用企業コード+00+チェックデジットあるいは 11 桁の GLN 専用企業コード+0+チェックデジットにより構成される GLN（13 桁）のいずれか 1 つを、登録事業者を特定するための基本 GLN として指定する。
- 2 登録事業者の基本 GLN は、GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録される。
- 3 基本 GLN の変更を希望する場合、登録事業者は GS1 Japan に変更を求めることができる。
- 4 事業者名、本社所在地、事業者の URL 等の基本 GLN に紐づく事業者に関する情報は、GS1 Japan に GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの申請を行った際の情報が設定され、GJDB-事業者・ロケーション情報-から登録することはできない。

第 4 条（GLN 情報の登録）

- 1 登録事業者は、基本 GLN を除く自社の GLN 情報を GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録することができる。
- 2 登録事業者は、GS1 Japan が定める「GLN 利用の手引き」に従い、GLN を設定しなければならない。
- 3 登録事業者は、「GS1 Japan Data Bank(GJDB)-事業者・ロケーション情報- ユーザーマニュアル（登録ガイド）」に従い、GLN 情報を正確に登録し、登録情報が最新の情報となるように努めなければならない。
- 4 GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが返還された場合も、GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録された情報は保持され、GJDB-事業者・ロケーション情報-、GEPIR および GS1 Registry Platform において利用される。
- 5 登録事業者は、自身が登録した GLN 情報の削除が必要な場合、GS1 Japan に電子メール（gjdb_loc@gs1jp.org）で削除が必要な GLN 情報を申し出て、GS1 Japan が GJDB-事業者・ロケーション情報-から GLN 情報を削除する。

第5条（登録事業者の子会社の GLN 登録）

- 1 登録事業者は、日本国内の完全子会社あるいは支配権を有する外国子会社の GLN を GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録することができる。
- 2 前項の子会社の GLN を GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録する場合、登録事業者は、事前に GS1 Japan が定める GJDB-事業者・ロケーション情報-子会社 GLN 情報登録申請書（以下、申請書）を GS1 Japan へ提出し、GS1 Japan による審査を通過する必要がある。その際、登録事業者は、申請書に記載の申請条件に同意しなければならない。

第6条（GLN 情報の提供または公開）

- 1 GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録された GLN 情報は GJDB-事業者・ロケーション情報-、GEPiR に提供または公開される。
- 2 登録事業者は、GJDB-事業者・ロケーション情報-、GEPiR に対して、自社の基本 GLN 以外の GLN 情報の提供または公開を希望しない場合、GJDB-事業者・ロケーション情報-の機能を使用し、自身で公開制御することができる。

第7条（GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの譲渡に伴う GLN および GLN 情報の変更）

- 1 登録事業者の合併・営業譲渡・会社分割などに伴い基本 GLN を構成する GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが譲渡される場合、当該基本 GLN は使用停止となる。
- 2 登録事業者の合併・営業譲渡・会社分割などに伴い基本 GLN 以外の GLN 情報に変更が生じたときは、登録事業者の責任で GLN 情報が最新の情報となるように努めなければならない。
- 3 GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを譲渡する場合、登録事業者は GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録したすべての GLN 情報の使用を終了しなければならない。
- 4 GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードが譲渡される場合、GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードに紐づく GLN 情報は譲渡を受ける事業者に移管される。

第8条（GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードの返還に伴う GLN および GLN 情報の変更）

- 1 GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを複数貸与された登録事業者が、基本 GLN を構成する GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを返還する場合、基本 GLN は変更となる。
- 2 GS1 事業者コードまたは GLN 専用企業コードを返還する場合、登録事業者は GJDB-事業者・ロケーション情報-に登録したすべての GLN 情報の使用を終了しなければならない。

第9条（著作権）

GJDB-事業者・ロケーション情報-の著作権は、GS1 Japan に帰属する。

第10条（料金・費用）

- 1 GJDB-事業者・ロケーション情報-への GLN 情報の登録は無料である。
- 2 GJDB-事業者・ロケーション情報-に接続するための通信費等は登録事業者の負担とする。

第11条（免責）

- 1 GJDB-事業者・ロケーション情報-への GLN 情報の登録は登録事業者の責任で行い、その情報の

利用に関連して損害が発生しても、GS1・GS1 Japan・他のGS1加盟組織は、責任を負わない。

- 2 登録事業者が登録したGLN情報により何らかの損害がGS1・GS1 Japan・他のGS1加盟組織に発生した場合、またはそれらの組織が第三者から損害賠償の請求を受けた場合、登録事業者はその賠償をしなければならない。
- 3 GJDB-事業者・ロケーション情報-が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1 Japanは責任を負わない。

第12条 (GJDB-事業者・ロケーション情報-のサービス変更・中断・中止)

GS1 Japanは、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、GJDB-事業者・ロケーション情報-のサービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、GS1 Japanは責任を負わない。

第13条 (禁止行為)

- 1 登録事業者は、GJDB-事業者・ロケーション情報-を本来の利用目的以外に利用してはならない。
- 2 登録事業者は、GJDB-事業者・ロケーション情報-の利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 犯罪に関連する行為
 - ③ 公序良俗に反する行為
 - ④ GS1 Japanまたは第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
 - ⑤ GJDB-事業者・ロケーション情報-の運営・維持を妨げる行為
 - ⑥ GJDB-事業者・ロケーション情報-の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または解析
 - ⑦ GJDB-事業者・ロケーション情報-のネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
 - ⑧ GJDB-事業者・ロケーション情報-のネットワークに不正にアクセスする行為
 - ⑨ 第三者になりすます行為
 - ⑩ 第三者にGJDB-事業者・ロケーション情報-を利用させる行為
 - ⑪ 第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japanに送信する行為
 - ⑫ GJDB-事業者・ロケーション情報-により利用しうる情報を改ざん、流用または第三者に提供する行為
 - ⑬ 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為
 - ⑭ その他、GS1 Japanが不適切と判断する行為

第14条 (利用停止等)

- 1 GS1 Japanは、登録事業者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、GJDB-事業者・ロケーション情報-の全部もしくは一部の利用の停止・終了をすることができる。

- ① 本規約に違反した場合
 - ② GS1 Japan からの問い合わせに対して、7 日間以上応答がない場合
 - ③ 登録事業者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - ④ GS1 Japan が GJDB-事業者・ロケーション情報-の利用を適当でないと判断した場合
- 2 登録事業者は、GJDB-事業者・ロケーション情報-の利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。
 - 3 GJDB-事業者・ロケーション情報-に、GS1 Japan が不適切と判断する GLN 情報の登録があった場合、GS1 Japan は GLN 情報の削除、GLN 情報の公開または提供の停止等の是正措置を講じることができる。
 - 4 GS1 Japan は、本条に基づき GS1 Japan が行った行為により登録事業者に生じた損害について、責任を負わない。

第 15 条（規約の変更）

- 1 GS1 Japan は本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、GS1 Japan はその変更内容を GS1 Japan のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、GJDB-事業者・ロケーション情報-のサービスを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

- 1 登録事業者は GJDB-事業者・ロケーション情報-のサービスの利用期間中、登録事業者およびその株主・役員その他、登録事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 2 登録事業者が前項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は登録事業者の GJDB-事業者・ロケーション情報-のサービスの利用を停止し、必要な場合、登録事業者が登録した GLN 情報を削除することができる。

第 17 条（準拠法および合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則（2024 年 4 月 22 日施行）

本規約は、2024 年 4 月 22 日から適用する。